

南九監第 690 号  
令和 5 年 10 月 20 日

南九州市長 塗木 弘幸 殿  
南九州市公営企業管理者 塗木 弘幸 殿  
南九州市議会議長 山下 つきみ 殿  
南九州市選挙管理委員会委員長 門園 博徳 殿

南九州市監査委員 有 水 秀 男  
南九州市監査委員 日 置 友 幸

令和 5 年度定期監査の結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

なお、同条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

## 1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

## 3 監査の対象

予算執行状況調書作成日現在の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

## 5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査対象の部署から事前に資料の提出を求め、これらを基に関係書類及び帳票等を試査により書類審査を実施した。審査の進行に伴い、財務に関する事務の執行等について所管課長等から説明を受けるとともに、必要に応じて関係職員への質問を行い、地方自治法第 2 条第 14 項（事務処理の能率性）及び同条第 15 項（組織及び運営の合理化）で規定される趣旨に従ってなされているかに主眼を置き監査した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員室、知覧庁舎の事務室、知覧維持班詰所、茶業課の事務室（知覧文化会館内）、知覧特攻平和会館内、ミュージアム知覧内、学校給食センター内

### (2) 実施日程

令和 5 年 10 月 12 日	総務課，会計課，選挙管理委員会，企画課，建設課
令和 5 年 10 月 13 日	財政課，まちづくり推進課，議会事務局，都市政策課
令和 5 年 10 月 17 日	茶業課，水道課，新庁舎建設推進課
令和 5 年 10 月 18 日	学校給食センター，商工観光課，監査委員事務局，防災安全課，知覧特攻平和会館，文化財課
令和 5 年 10 月 19 日	備品実査（定期監査対象部署等）

## 7 監査の結果及び意見

財務に関する事務事業において、執行状況、管理運営に係る事業及び収入支出事務並びに備品台帳を監査した結果、概ね適正に処理され、効率的かつ公正な運営が確保されているものと認められた。

なお、監査を実施するなかで、軽微な注意事項についてはその都度口頭で指摘したが、全般的事項及び個別事項として意見書に記すべき事項は特に無かった。